

飼料作物利用供給協定書
経営所得安定対策 水田活用の直接支払交付金

経営所得安定対策による取組みについて、次のとおり利用供給協定契約を締結したので、その証としてこの協定書を2通作成し、それぞれ1通ずつ所持する。

(目的)

第1条 飼料作物を家畜飼料として生産し畜産農家へ供給することで、水田の有効活用及び飼料自給率の向上を目指すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 甲は、生産された飼料作物を乙に供給する。
乙は、甲の水田から生産された飼料作物を家畜へ給与する。

(受渡場所、利用形態)

第3条 受渡場所はすべて、ほ場 ・ 自宅 とする。
利用形態はすべて、生草 ・ 乾草 ・ サイレージ ・ その他()
とする。

(ほ場の場所等)

第4条 ほ場の場所及び面積等については、別紙のとおりとする。

(その他)

第5条 この協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議のうえ解決する。
※協定の内容に変更が生じた場合は、変更前を()で記載し、変更後を下段に記載する。

以上、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、各々1通保管することとする。

令和 年 月 日

住 所 えびの市大字
甲(飼料作物供給者 申請者)

氏 名 印

住 所 えびの市大字
乙(飼料作物利用者 畜産農家)

氏 名 印

飼料作物利用供給協定書
経営所得安定対策 水田活用の直接支払交付金

経営所得安定対策による取組みについて、次のとおり利用供給協定契約を締結したので、その証としてこの協定書を2通作成し、それぞれ1通ずつ所持する。

(目的)

第1条 飼料作物を家畜飼料として生産し畜産農家へ供給することで、水田の有効活用及び飼料自給率の向上を目指すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 甲は、生産された飼料作物を乙に供給する。
乙は、甲の水田から生産された飼料作物を家畜へ給与する。

(受渡場所、利用形態)

第3条 受渡場所はすべて、ほ場 ・ 自宅 とする。
利用形態はすべて、生草 ・ 乾草 ・ サイレージ ・ その他() とする。

(ほ場の場所等)

第4条 ほ場の場所及び面積等については、別紙のとおりとする。

(その他)

第5条 この協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議のうえ解決する。
※協定の内容に変更が生じた場合は、変更前を()で記載し、変更後を下段に記載する。

以上、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、各々1通保管することとする。

令和 年 月 日

住 所 えびの市大字
甲(飼料作物供給者 申請者)

氏 名 印

住 所 えびの市大字
乙(飼料作物利用者 畜産農家)

氏 名 印

別 紙

利用供給協定明細書

[illegible]